

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

政府が、今国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を柱とした「安全保障関連法案」は、アメリカなど他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加し、先制攻撃も可能とする「戦争法案」であり、逆に日本の平和と安全を脅かすものである。

これまで、歴代政府は「日本への直接的な攻撃があった場合にのみ、自国の防衛のために必要最小限の武力を行使することが許されている」との見解を述べてきた。

法案はイラク特措法などでは禁じられていた「弾薬の提供」も可能にし、自国が攻撃されていなくても、集団的自衛権で武力を行使できるとするもので、憲法9条に反することは明白である。

このような憲法違反の法がまかり通ると、憲法に従って政治を行う法治国家としての存立すら危うくするものであり、民主主義の否定にもつながるものである。

だからこそ、憲法を変えるためにつくられた衆議院憲法審査会で、3人の憲法学者がそろって「安全保障関連法案」を「違憲だ」と述べ、我が国の多くの憲法学者らも「法案は違憲」として反対し、廃案を求めているのである。

アフガニスタン・イラク戦争でも、沖縄は米軍の出撃地とされてきたが、国際紛争は武力ではなんの問題も解決できないことを示した。領域をめぐる紛争や海洋の安全の確保は、平和的な外交交渉や、警察的活動で対応すべきものであり、それこそが憲法9条の平和主義と合致するものである。

戦後70年、沖縄戦では20万人を超す人々が犠牲になり、北谷でも2,321名が亡くなられた。あの悲惨な、侵略戦争の反省からつくられた日本国憲法は日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意してつくられたものである。集団的自衛権行使によって、世界に誇れる憲法9条の破壊は許されない。

よって、本町議会は平和を守り、町民の命と暮らしを守る立場から「安全保障関連法案」の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 衆議員議長 参議院議長 防衛大臣 外務大臣